

ポスト

令和7年12月17日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

📶 新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



CPAA08 公認会計士・監査審査会

令和7年保険業法改正に係る内閣府令（案）等に対するパブリックコメントの実施について

金融庁では、令和7年保険業法改正に係る内閣府令（案）等を以下のとおり取りまとめましたので、パブリックコメントを実施します。

1. 改正の概要

令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第54号。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）について、今般、保険業法施行規則等の規定の整備を行うほか、関連する規定の整備を行うものです。

主な改正の内容は以下のとおりです。

- （1）特定大規模乗合保険募集人（注）に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）
 - ・ 特定大規模乗合保険募集人の要件
 - ・ 営業所又は事務所ごとの法令等遵守責任者の設置
 - ・ 本店又は主たる事務所への法令等遵守責任者を指揮する者（統括責任者）の設置
 - ・ 苦情処理体制の整備
- （2）特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（兼業業務関連）
 - ・ 対象となる特定大規模乗合損害保険代理店
 - ・ 兼業業務に係る体制整備等
 - ・ 苦情処理体制の整備
 - ・ 内部監査・社内通報等に関する体制の整備
- （3）保険会社等に対する体制整備義務の強化
 - ・ 特定大規模乗合保険募集人に業務を委託する場合の措置
 - ・ 兼業業務を行う特定保険募集人（兼業特定保険募集人）に関して損害保険会社に求める措置
- （4）保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止
 - ・ 保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を規制対象に拡充
- （5）保険仲立人の活用促進に向けた対応等
 - ・ 海外直接付保に関する手続き及び海外直接付保の許可に係る保険媒介における保険仲立人の活用
 - ・ 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設に伴う届出事項等の整備
- （6）乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保
 - ・ 情報の提供に係る規定の改正

（注） 特定大規模乗合生命保険募集人及び特定大規模乗合損害保険代理店をいう。

その他所要の改正を行います。

（1）～（5）に関する具体的な改正内容については、[（別紙1）](#)、[（別紙3）](#)及び[（別紙4）](#)を、（6）に関する具体的な改正内容については、[（別紙2）](#)及び[（別紙5）](#)をご参照ください。

- (1)～(5)に係る監督指針(案)に対するパブリックコメントについては、[こちら](#)をご参照ください。
(6)に係る監督指針(案)に対するパブリックコメントについては、[こちら](#)をご参照ください。

2. 施行日

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、施行の予定です。
そのうち、(1)～(5)については、改正保険業法の施行の日から施行します。

この案について御意見がありましたら、**令和8年1月30日(金曜)17時00分(必着)**までに、氏名(法人その他の団体にあつては名称)、職業(法人その他の団体にあつては業種)、連絡先(住所、電話番号又は電子メールアドレス)及び理由を付記の上、郵便又はインターネットにより、下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、

(1)個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は(2)法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があつた際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。






なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。\(e-Gov ヘルプ\)](#) 

御意見の送付先

金融庁企画市場局総務課保険企画室
郵便：〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

【内閣府令等】

- (別紙1)  [保険業法施行規則の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
(別紙2)  [保険業法施行規則の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
(別紙3)  [認可特定保険業者等に関する命令の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
(別紙4)  [金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)
(別紙5)  [金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811(IP電話からは03-5251-6811)

▶ ウェブサイト受付

(注)金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課保険企画室(内線：3571)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スF S
A (広
報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000